

試みるほか増加単位数を設定して、能
力・適性に即した指導の個別化をめざ
している。また、生徒と進路、適性の多
様化に対応するため、履修の類型を多
くしたり、多様な教科選択のコースを
設定したりしているが、その方向での
努力が必要な学校が少くない。

イ・各教科以外の教育活動

ホームルームは、昭和五十一年度平
均で第一学年三十九時間、第二学年三
十九時間、第三学年三十六時間実施し
ている。クラブ活動は、各学年とも基
準の三十五時間をようやく確保してい
る現状である。また、生徒会活動、学
校行事の時間は、学校によってかなり
の差がみられる。同一学校内でも学年
によって大きな差が認められる。(第一
学年平均七十七・二時間、第二学年平
均百一・九時間、第三学年平均七十七
・八時間「高等学校教育課程実施報告」
(昭五十一)の集計による)これは
課程別による差異、その年度に文化祭
学校祭がもたれたかどうか、修学旅行
が実施された学年かどうかなどさまざ
まな要因によるものと考えられる。

従つて、今後は、教科にあつては、
生徒の能力、適性の多様化と各学校の
実情に応じた教育課程の編成に努める
必要があろう。また、各教科以外の教
育活動について、なお、その適正実施
のための検討が必要であろう。

① 学習指導要領の改善に伴い、その ② 教育課程の基本方針

趣旨を生かし、実践上の諸問題の解
明を図る。

② 教育課程の編成において

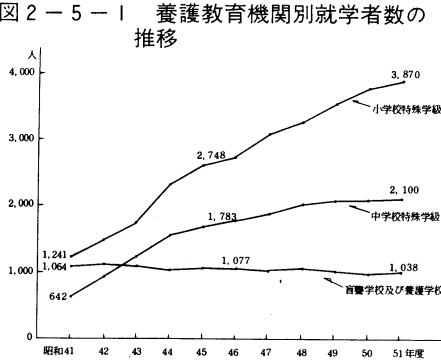
- 各校の望ましい特性をいつそう
伸長させるような類型の設定や教
科選択を推進する。
- 各教科・科目の学習指導と各教
科以外の教育活動について調和の
とれた指導計画のありかたを総合
的に検討する。

- 大学入試制度の改革を機に基礎
的学習内容をいつそう重視し、そ
の指導の徹底を図る。

第五節 養護教育

第一項 教育機会

一、現状と課題 養護教育対象人口



(注) 「学校統計要覧」(昭41～昭51)による。

養護教育は、心身に障害をもつ児童
生徒にふさわしい教育の機会を保障す
るため、盲、聾、養護学校等で行わ
れている。

その就学状況をみると、盲、聾、養
護学校の就学者は、ほぼ一定数で推移
し、昭和五十一年度には、千三十八人
となっている。小学校の特殊学級就学
者は、毎年、漸増する傾向を示し、昭
和五十一年度には、三千八百七十人と
なり、中学校の特殊学級就学者は、昭
和四十九年度以降ほぼ横ばい状態で推
移し、昭和五十一年度には、二千百人
となっている。(図2-5-1)

不就学児童生徒数をみると、小
・中学校教育就学免除者及び中学校教
育就学猶予者は、緩慢ながら減少する
傾向を示し、昭和五十一年度には、合
わせて百四十二人となっている。小学

校教育就学猶予者は、毎年、著しく減
少し、昭和五十一年度には、百二十二
人となっている。(図2-5-2)

従つて、今後は、養護教育の機会を

拡充するとともに、心身に障害をもつ
児童生徒の不就学の解消に努める必要
があろう。

(二) 就学指導体制

心身障害児の適性就学を図るため、
県においては、「福島県心身障害児就学
指導会議」を県内四地域に設置し、就
学指導、心身障害児の調査及び教育相
談、心身障害児就学指導講習会等を実
施している。

市町村においては、心身障害児就学
指導審議会を設置し、適正就学を図っ
ているが、それを設置しているのは、昭
和五十一年度において、三十九市町
村である。

また、小・中学校においては、心身
障害児就学指導業務を校務分掌上の組
織として位置づけているものは、昭和
五十年度において、小学校三百十六校
中学校百四十二校である。

従つて、今後は、県、市町村及び学
校段階を有機的に結びつける教育相談
の常設機関を設置し、就学指導体制の
整備充実に努め、適正就学の実現を更
に推進する必要があろう。

二、施策の基本方針

一、養護教育対象人口

昭和五十四年度に実施される養護學
校の義務制化に伴い、対象児童生徒数
が急速に増加するものと想定されるの